

纏向遺跡史跡整備基本設計業務委託特記仕様書

桜井市教育委員会

文化財課

1. 業務の名称

纏向遺跡史跡整備基本設計業務委託（以下「本業務」という）

2. 業務の目的

この業務は、令和6年3月に策定した史跡纏向遺跡交流館（仮称）基本計画（以下「基本計画」という）に基づき、桜井市纏向学研究センターの調査研究業務とその研究成果を地域住民および国内外からの観光来訪者などに広く発信する拠点としてガイダンス機能を備えた建物及び史跡公園の整備を行うため、建物基本設計、展示基本設計、史跡整備基本設計業務の実施及び、設計業務実施にあたり必要となる纏向遺跡史跡整備検討委員会（以下「委員会」という）の運営補助を実施するものである。

3. 業務対象地

史跡纏向遺跡交流館（仮称）建設予定地：桜井市大字辻 28 番 1、28 番 2、29 番 1

史跡纏向遺跡交流館（仮称）史跡整備予定地：桜井市大字辻 24 番 1、24 番 2、26 番 1、26 番 2

26 番 3、27 番、桜井市大字太田 101 番

委員会実施予定地：桜井市役所本庁舎 桜井市大字粟殿 432 番地の 1

若しくは

桜井市立埋蔵文化財センター 桜井市大字芝 58 番地の 2

4. 業務内容

本業務の内容は、次に掲げるものとする。なお、業務内容が広範にわたることから業務内容と、業務実施における諸条件を下記の通り区分し、それぞれ整理する。

- A. 全業務共通項目
- B. 建物基本設計業務
- C. 展示基本設計業務
- D. 史跡整備基本設計業務

業務区分	項目	業務内容
A. 全業務共通項目	基本設計方針の策定	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、そのうえで業務体制、業務工程表等を立案し、基本設計方針を策定する。また、その内容を発注者に対して説明する。
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	基本設計に必要な範囲で、各種法令及び条例上の制約条件を調査、整理するとともに、関係機関と事前に打ち合わせを行う。
	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関の打合せ	基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
	補助金調査	各種補助金の適用可能性について調査し、最大化するよう検討する。
	利用動線の検討	当該施設全体にかかる円滑な利用動線を検討する。

図書等の作成	基本設計にかかる施設全体の図書等を作成する。
各種許認可等調査	開発申請にかかる事前協議を実施するとともに、基本設計に基づく工事を実施する際に必要となる各種許認可の申請、協議を調査する。申請、協議先とその内容をまとめた報告書を作成する。
維持管理基本方針の検討と設定	基本設計図書に基づき、当該施設全体にかかる設備更新等を含めた維持管理の方針を検討し、設定する。
概算工事費、工事工程の検討	基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく実施設計業務の見積書を作成するとともに建設工事完了までに通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く）を作成する。また、当該工事完了までに通常要する期間を概算し、概算工事工程表を作成する。
基本設計内容の発注者への説明等	基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、発注者に設計意図（当該設計にかかる設計者の考えを言う）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。
委員会の運営補助	基本設計を行っている間、委託者が指示する時点における成果に関する委託者の求めに応じた資料を作成し、委員会においてその内容を説明する。委員会において指摘、提案のあった事項に関し、委託者と受託者間で協議を行い、基本設計に反映させる。また、委員会の議事録を作成する。
<p>A. 全業務共通項目における諸条件</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本設計を実施するうえで、纏向学研究センターの調査研究拠点であることと、その成果を一般に広く発信するためのガイダンス機能を備えた施設であることをふまえ、両機能を効果的に連携させた設計とすること。 (2) 基本計画に則った設計であること。ただし、基本計画の内容をブラッシュアップする提案を行うことは妨げない。その場合は変更の妥当性について合理的な説明を行うこと。 (3) デジタル技術等の先端技術を効果的に活用し、来訪者の興味関心を惹きつけるとともに、直感的に理解できる魅力的な施設となるよう意識すること。 (4) 施設利用者の安全確保に十分配慮すること。 (5) 受託者は本業務の実施にあたって、関連する諸法規を遵守すること。 (6) 設計にあたっては、将来の補修やメンテナンスなどを十分考慮し、材料・部品等を選定すること。 (7) 可能な限りユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。 (8) 地域住民はもとより、国内外からの観光来訪者にとっても、本施設の役割や展示内容が理解しやすく、親しみやすい施設設計とすること。 (9) 工事費の低減を目指すほか、完成後の維持管理費等の低減も考慮した施設整備とすること。 	

	<p>(10) 周辺への影響（住環境、日射、電波障害等）が生じないようにあらかじめ検討を行うこと。</p> <p>(11) 環境へ対応（省エネルギー、緑化等自然環境等に配慮した設計）した施設とすること。</p> <p>(12) 施設への進入路については、来訪者車両、緊急車両、施設のメンテナンス車両、機材搬入車両の通行を想定すること。</p> <p>(13) 各施設間の動線を意識し、天候不良時にも利用しやすい施設とすること。</p> <p>(14) 業務の進行にあたっては、委託者と綿密に調整し、承認を受けること。</p>	
B. 建物基本設計業務	<p>主要構造・性能・階数・面積の決定</p>	<p>別で発注する調査業務（纏向遺跡史跡整備に伴う測量及び地質調査業務）の結果をふまえ建物の構造・性能・階数・面積を決定する。</p> <p>また、建物設計を実施するうえで、追加で地質調査をする必要があるときは、その必要な数量、場所等を指定する。</p>
	<p>導入機能・施設規模の整理</p>	<p>必要となる諸室、規模、機能を検討する。</p>
	<p>建物内における動線の検討</p>	<p>来訪者を含む建物利用者が円滑に利用できるよう動線を検討し、建物設計に反映する。</p>
	<p>外観デザインの検討</p>	<p>建物の外観デザインについて検討する。</p>
	<p>導入設備の検討</p>	<p>空調設備、通信設備、防災設備、防犯設備等の必要となる設備を検討する。</p>
	<p>家具・什器・照明・内装材等の検討</p>	<p>必要となる家具・什器・照明・内装材等を検討する。</p>
	<p>駐車場の検討</p>	<p>駐車場の規模、配置、駐車場から建物・史跡公園部分への導線について検討する。</p>
	<p>基本設計図書等の作成</p>	<p>建物基本設計にかかる図書等を作成する。</p>
	<p>建物仮設計画概要書の作成</p>	<p>建物基本設計図書の作成が完了した時点において、仮設計画概要書を作成する。</p>
<p>B. 建物基本設計業務における諸条件</p> <p>(1) 建物の長寿命化を考え、躯体の耐久性や更新性に優れたものとする。</p> <p>(2) 建物の構造や階数等は地質調査の結果をふまえ、耐震性能を確保するとともに液状化対策を講じること。</p> <p>(3) 建物内で実施する予定の各種体験学習等において、利用人数を考慮して必要な設備、数量を定めること。</p> <p>(4) 建物設計や付帯設備の選定にあたっては、文化財への影響を最小限に留めるよう配慮すること。</p> <p>(5) 設備の導入や更新を意識し、機材搬入車両から搬入が容易な建物設計とすること。</p> <p>(6) 設備や文化財への影響を最小限に留めるよう、結露、温度対策を講じること。</p>		

C. 展示基本設計業務	展示内容・方法の検討	効果的な展示内容と、その演出方法を検討する。
	展示レイアウトの検討	利用者の動線を検討したうえで、展示のゾーニングを含めた展示レイアウトを検討する。
	展示台・家具・什器・照明・内装材の検討	展示に必要となる各種材料等を検討する。
	図書の作成	展示基本設計にかかる図書等を作成する。
<p>C. 展示基本設計業務における諸条件</p> <p>(1) 纏向遺跡の歴史や特色を活かすテーマ設定に配慮するとともに、利用者の探求心を喚起するような魅力ある展示設計となるよう努めること。</p> <p>(2) 来訪者動線、管理者動線、資料動線の交錯が起こらないよう配慮すること。</p> <p>(3) 来訪者にわかりやすい空間構成、動線計画、サイン内容とすること。</p> <p>(4) 展示内容の陳腐化を防ぎ、継続的に来訪者の関心を維持できる工夫を盛り込むこと。</p> <p>(5) 振動等で展示資料が倒壊することがないように十分配慮するとともに、展示資料の変質防止対策を講じること。</p> <p>(6) 将来的な展示内容の更新や部分的な改修、資料の入れ替えが容易かつ効率的に行える構造・システムとすること。これにより、常に最新の研究成果を反映させ、リピーターが飽きることのない持続可能な展示運営に配慮すること。</p> <p>(7) 展示室のみならず、エントランスホール、情報コーナー等を一体的に活用し、来訪者にわかりやすく纏向遺跡の価値を伝えられるよう意識すること。</p>		
D. 史跡整備基本設計業務	空間構成・景観・意匠等に関する検討	史跡整備部分全体の施設配置、景観、植栽、意匠等を検討する。
	古墳等の復元	古墳等の遺構復元を設計する。
	設備の検討	ベンチ等の休憩施設、サイン、屋外展示物、照明、舗装、排水設備、安全設備、管理用倉庫、屋外コンセント、水道、防犯設備等を検討する。
	安全対策方針の策定	利用者が安全に施設を利用できるよう安全対策方針を策定する。
<p>D. 史跡整備基本設計業務における諸条件</p> <p>(1) 史跡整備部分の各設備の配置は、来訪者の動線を意識し、効率的なものであること。</p> <p>(2) 古墳等の遺構復元を設計するにあたっては、これまでの調査成果を基に委員会の意見を参考に実施すること。</p> <p>(3) 道路、駐車場に対する安全対策を十分に講じること。</p> <p>(4) 来訪者が安全かつ快適に利用できるよう、不必要な段差や高低差が生じないこと。また、施設内の各設備と衝突しないよう対策を講じること。</p>		

	<p>(5) 盛土造成を行う場合は、地盤の安定性及び液状化対策の検討を行い、必要に応じて盛土擁壁構造物を設置すること。</p> <p>(6) 史跡整備部分における体験学習等が利用しやすいよう意識した設備配置、数量とすること。</p> <p>(7) 施設等の老朽化に伴う危険が生じないように、適切な更新計画を含む安全対策方針を策定すること。</p>
--	---

5. 業務成果品及び提出部数

各書類のサイズ及び色彩は受託者において選定し、容易に視認できるものとする。書類は業務区分毎に整理し、製本したうえで、それぞれ2部提出すること。イメージパース図は最も効果的に表現できる方角、高低等を受託者において提案し、委託者の承認を受けたうえで鳥瞰、アイレベルでそれぞれ1カット作成すること。

また、それらの電子データを収納した記録媒体（DVD-R）併せて提出すること。電子データはPDF形式（文字情報認識可能なもの）とする。図面類にあつてはCADデータ（jww形式及びDXF形式）、画像データはPNG形式（100万～300万画素程度）のデータを別で追加すること。なお、下記の成果品一覧と同名称のデータとすること。

A. 全業務共通項目

ア. 基本設計図

- ・施設全体の計画概要書
- ・施設全体の仕様概要書
- ・施設全体の配置図
- ・施設全体の敷地案内図
- ・施設全体の平面図
- ・施設全体の断面図
- ・施設全体の立面図（各面）
- ・施設全体のイメージパース図（鳥瞰及びアイレベル）

イ. 電気基本設計図

- ・施設全体の電気設備計画概要書
- ・施設全体の仕様概要書
- ・施設全体の幹線系統図
- ・施設全体の主要設備プロット図

ウ. 機械基本設計図

- ・施設全体の機械設備計画概要書
- ・施設全体の仕様概要書
- ・施設全体の給排水系統図

エ. その他

- ・打合せ記録簿（関係機関との協議記録含む）
- ・委員会議事録及び委員会資料
- ・実施設計業務見積書

- ・施設全体の工事費概算書
- ・概算工事工程表
- ・許認可調査報告書
- ・補助金調査報告書

B. 建物基本設計業務

ア. 基本設計図

- ・建物計画概要書
- ・建物仕様概要書
- ・建物仕上概要書
- ・建物配置図
- ・建物面積表及び求積図
- ・建物敷地案内図
- ・建物平面図（各階）
- ・建物断面図
- ・建物立面図（各面）
- ・建物矩計図
- ・建物のイメージパース図（外観及び内観）
- ・仮設計画概要書

イ. 構造基本設計図

- ・構造計画概要書
- ・構造仕様概要書
- ・構造伏図
- ・軸組図
- ・部材リスト
- ・構造計算書

ウ. 電気基本設計図

- ・建物の電気設備計画概要書
- ・建物の電気設備仕様概要書
- ・建物の幹線系統図
- ・建物の主要設備プロット図

エ. 機械基本設計図

- ・建物の機械設備計画概要書
- ・建物の機械設備仕様概要書
- ・建物の給排水系統図

C. 展示基本設計業務

- ・展示計画概要書
- ・展示仕様概要書
- ・展示平面図
- ・展示のイメージパース図（鳥瞰及びアイレベル）
- ・部材リスト

D. 史跡整備基本設計業務

- ・ 史跡整備計画概要書
- ・ 史跡整備仕様概要書
- ・ 史跡整備平面図
- ・ 史跡整備断面図
- ・ サイン計画図
- ・ 史跡整備イメージパース図（鳥瞰及びアイレベル）
- ・ 史跡整備主要設備プロット図
- ・ 史跡整備給排水系統図

E. その他

- ・ その他、委託者が必要と認めるもの

6. 法令・基準等

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書による他、下記の関係法令、基準、指針、計画等に準拠して行うものとする。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (3) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
- (4) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- (5) 高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (7) エネルギー使用の合理化に関する法律
- (8) 特定都市河川浸水被害対策法
- (9) 桜井市景観条例（平成 24 年 3 月 29 日条例第 1 号）
- (10) 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例
- (11) ユニバーサルデザインガイドライン（奈良県）
- (12) 文化財公開施設の計画に関する指針（平成 7 年 8 月文化庁文化財保護部）
- (13) 国宝及び重要文化財等国指定文化財が展示公開できる施設に関する基準・指針
- (14) 史跡纏向遺跡・史跡纏向古墳群-保存活用計画書-
- (15) 史跡纏向遺跡交流館（仮称）基本計画
- (16) 纏向遺跡周辺地区まちづくり基本構想
- (17) 桜井市公共施設等総合管理計画
- (18) 桜井市地球温暖化対策実行計画
- (19) 桜井市公共建築物等における“地域材”利用推進方針
- (20) 公共事業等景観形成指針（奈良県）
- (21) 国土交通省が定める各基準及びガイドライン
- (22) その他本業務の実施にあたり関係する法令、規定等

7. 履行期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

8. 報告、打合せ、委員会

1か月に1回月次報告を実施し、その他業務実施にあたり必要な打合せは随時行うものとする。

報告及び打合せの方法（対面、オンライン、電話、メール）はその内容の重要度に応じ受託者において設定し、委託者の承認を受けること。また、意思決定のプロセスを明確に記録し打合せ記録簿を作成すること。

委員会の開催は令和8年度中に2回、令和9年度中に2回を予定している。開催時期については委託者から別途指示を行う。

9. 資料の貸与・返還

委託者は、受託者に対して下記の資料を貸与する。なお、受託者は業務完了後、速やかに委託者に資料を返還するものとする。

貸与資料

- ・業務対象地の公図・不動産登記簿
- ・業務対象地の測量・地質調査業務成果物一式
- ・その他委託者が業務実施にあたり必要と認めた資料

10. 遵守事項・権利義務

- ・受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を委託者の承諾無く第三者に漏らしてはならない。また、本業務が完了した後も同様とする。
- ・各種許認可等申請業務に要した費用は受託者の負担とする。
- ・本業務による成果品及び派生する著作権法上の権利等を含め、全て委託者に帰属するものとし、委託者が自由に使用できるものとする。受託者は委託者の承諾を受けずにこれらを公表、譲渡、貸与または使用してはならない。
- ・受託者は本業務の全部または一部を問わず、第三者に委託し、または請負わせてはならない。ただし、委託者が定めた様式により業務受託以前に届出があった者を除く。
- ・業務中に生じた事故及び委託者並びに第三者に与えた損害に対する責めは受託者が負う。
- ・業務完了後に、受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い修正及びその他の必要な作業を受託者の責任において行うものとする。

11. 成果品の提出、検査および対価の支払い

- (1) 本業務は令和8年度から令和9年度までの2か年度にわたる継続業務であり、各年度における成果品の提出、検査及び対価の支払いは、各年度の完了をもってそれぞれ行うものとする。
- (2) 各年度における業務対象は委託者と受託者の協議により定める。
- (3) 受託者は、各年度において対象となる業務が完了したときは、次に掲げる期限までに、当該年度の成果品を委託者に提出し、検査を受けなければならない。
 - ア. 令和8年度（初年度） 成果品提出期限：令和9年3月31日
 - イ. 令和9年度（次年度） 成果品提出期限：令和10年3月31日

※ただし、実施設計業務見積書については令和9年8月31日までにその時点における概算見積書を提出すること。

- (4) 委託者は、前項の成果品の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。
- (5) 受託者は、前項の検査に合格したときは、当該年度に対応する業務委託料金（以下「年次代金」という。）について、委託者に対して支払いを請求することができる。
- (6) 委託者は、前項の規定による支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に、当該年度の年次代金を支払うものとする。なお、各年度の年次代金の限度額は、以下のとおりとする。
 - ア. 令和8年度（初年度）支払限度額：26,570,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
 - イ. 令和9年度（次年度）支払限度額：26,570,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

12. その他（疑義の解決など）

その他、本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。